

鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第89号）新旧対照表 第8条関係

改正後			改正前				
<p>○鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第89号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表（第8条関係）</p>			<p>○鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第89号</p> <p>第1条～第17条（略） 別表（第8条関係）</p>				
区分		金額	区分		金額		
大会議室	市民	1時間につき2,600円	大会議室	市民	1時間につき2,600円		
	上記以外の者	1時間につき5,200円		上記以外の者	1時間につき5,200円		
小会議室（1）	市民	1時間につき1,100円	小会議室（1）	市民	1時間につき1,100円		
	上記以外の者	1時間につき2,200円		上記以外の者	1時間につき2,200円		
小会議室（2）	市民	1時間につき1,100円	小会議室（2）	市民	1時間につき1,100円		
	上記以外の者	1時間につき2,200円		上記以外の者	1時間につき2,200円		
浴室	高齢者等	市民	1人1回につき320円	浴室	高齢者等	市民	1人1回につき310円
			回数券（11回分）3,200円				回数券（11回分）3,100円
		上記以外の者	1人1回につき570円			上記以外の者	1人1回につき560円
			回数券（11回分）5,700円				回数券（11回分）5,600円
	一般	市民	1人1回につき370円	一般	市民	1人1回につき360円	
			回数券（11回分）3,700円			回数券（11回分）3,600円	
		上記以外の者	1人1回につき570円		上記以外の者	1人1回につき560円	
			回数券（11回分）5,700円			回数券（11回分）5,600円	

	小学生	市民	1人1回につき120円	小学生	市民	1人1回につき120円	
			回数券(11回分)1,200円			回数券(11回分)1,200円	
	上記以外の者	1人1回につき230円	上記以外の者	1人1回につき230円			
		回数券(11回分)2,300円		回数券(11回分)2,300円			
備考				備考			
1 1時間未満は、1時間とする。				1 1時間未満は、1時間とする。			
2 「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。				2 「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。			
(1) 65歳以上の者				(1) 65歳以上の者			
(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者				(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者			